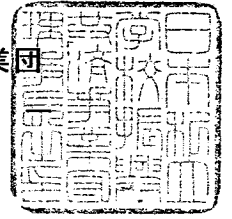


任意継続加入者 殿

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 河 田 悌



平成 2 3 年 台 風 1 2 号 による 被 災 に 係 る 共 済 事 務 の 取 扱 い に つ い て

平素から、私学事業団の共済業務につきましては、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたびの平成 2 3 年台風 1 2 号により、被災された皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。

つきましては、被災された任意継続加入者及び被扶養者の皆様に対し、各種書類の提出期限・掛金等の納付期限の猶予等の特例措置をとることといたしました。

また、被災により任意継続加入者証等を紛失又は破損された方への再発行を行っておりますので、私学事業団にご連絡のうえ、再発行の手続きをされますようお願いいたします。

なお、具体的な事務の取扱いについては、以下の内容をご参照ください。

既に任意継続加入者の資格を喪失している方は、一部適用にならない項目もありますのでご了承ください。

記

1 資格関係〔問い合わせ先：業務部資格課〕

被災された任意継続加入者からの任意継続加入者証又は任意継続加入者被扶養者証の再交付、年金加入期間確認通知書若しくは資格証明書の交付の依頼については、電話等の申出でも本人確認のうえ受け付けます。

任意継続加入者証等がない場合でも病院・診療所で受診できます。

任意継続加入者証等の再交付が間に合わない場合でも、医療機関の窓口で次の事項を申告すれば受診できることになっています。なお、万一受診できなかった場合には、資格課又は短期給付課までご連絡ください。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 私学共済の任意継続加入者又は被扶養者であること

2 短期給付関係〔問い合わせ先：業務部短期給付課〕

- (1) 任意継続加入者又は被扶養者の住居や家財に損害を受けたときには、その損害の程度に応じて災害見舞金及び同付加金を支給します。

災害見舞金及び同付加金の請求は、「災害見舞金・災害見舞金付加金請求書」及び「災害状況明細書」に損害の程度を認定するため、り災証明が必要となります。

り災証明が受けられない場合又はり災証明の交付が後日になる場合でも、住居又は家財の損害程度が5分の1以上であることが明らかなきには、り災証明に代えて「後日、り災証明書を提出する旨の任意継続加入者の口述書」を添付いただくことにより、暫定的に災害見舞金付加金を支給します。

- (2) 任意継続加入者が、住居や家財又はその他の財産について著しい損害を受けたことにより、その生活が困難となった場合であって、病気やけが（職務上のは除きます。）で医療機関等において診療を受けた場合、保険医療機関又は保険薬局に支払う一部負担金等については、私学事業団に申請することにより、免除を受けることができます。

詳細については、短期給付課までお問い合わせください。

3 災害見舞品関係〔問い合わせ先：福祉部保健課〕

短期給付の災害見舞金付加金の支給を受ける任意継続加入者には、災害見舞品に代えて現金3万円を支給します。

4 掛金関係〔問い合わせ先：業務部掛金課〕

被災に伴い任意継続掛金の納付ができない任意継続加入者については、申請により任意継続掛金の納付を猶予することができる場合があります。

詳細については、掛金課までお問い合わせください。

5 年金関係〔問い合わせ先：年金部〕

被災に伴い、年金証書を紛失又は破損若しくは年金関係の書類が提出できなくて困りの場合は個別にご相談を承っておりますので、年金第一課又は年金第二課までお問い合わせください。

6 積立共済年金関係〔問い合わせ先：福祉部保健課〕

(原則、災害救助法適用市町村に居住の方を対象とします。)

- (1) 脱退一時金又は遺族一時金の請求をする場合、手続書類の緩和措置をとります。
- (2) 積立共済年金の保険料の振替が3ヵ月できない場合は自動脱退の扱いとなりますが、平成23年8月分から平成24年1月分（1月6日振替分）までの保険料については、申出により平成24年3月6日に再振替を行います。

なお、この申出の締切りは平成24年1月31日までとなります。

詳細については、保健課までお問い合わせください。

7 共済定期保険関係〔問い合わせ先：福祉部保健課〕

(原則、災害救助法適用市町村に居住の方を対象とします。)

死亡保険金及び入院給付金を請求する場合、手続書類の緩和措置をとります。

詳細については、保健課までお問い合わせください。

8 宿泊施設関係〔問い合わせ先：施設部管理課〕

当面、平成23年11月30日まで私学事業団の全宿泊施設(16施設)を被災された任意継続加入者(家族を含みます。)に提供することとし、利用料金につきましては、宿泊料は無料、食事代は自己負担とします。宿泊希望の場合は事前に宿泊施設への予約が必要となります。

以上の件につきましてご不明な点がございましたら、当事業団共済事業本部までご連絡ください。

(お問い合わせ先)

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

TEL 03-3813-5321 (代表)

ホームページ <http://www.shigakukyosai.jp/>